

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象事業		補助対象経費	補助対象外経費	補助金の額	補助事業者
1 観光回廊づくり事業	次のいずれかに該当する事業 (1) 広域的な連携・役割分担による「清流の国ぎふ」観光回廊づくり(※1)に向けた取組 (2) 地域資源の活用により、「清流の国ぎふ」観光回廊づくりに資すると認められる取組	次のいずれかに該当する経費 (1) 新規の旅行商品、サービス等の開発及び提供に必要な経費 (2) イベント、キャンペーンの新規実施及び拡充に必要な経費 (3) (1)又は(2)の実施に向けたマーケティング調査等に必要な経費	人件費(イベント等の運営、観光マーケティング調査等の業務に係るものを除く。)、会議費、自治体職員に係る旅費、歓迎レセプション及びこれに類するもの(土産品の購入等)、消費税及び地方消費税、他団体への補助等を目的とした費用、その他補助することが適当でないと思われる経費	補助対象経費の2分の1以内の額(5,000千円を上限とする。)	次のいずれかに該当する者 (1) 観光事業者(※2、地域のお他事業者との連携体制が構築されている場合に限る。) (2) 市町村 (3) 観光協会等(※3) (4) 観光地域づくり法人等(※4) (5) (1)～(4)に掲げるいずれかの者で構成する観光関係協議会等 (6) その他知事が補助事業者として特に認める者
2 有識者活用事業	有識者を活用して、地域資源のブランド構築や、地域資源を活用したまちづくりなど、地域主体の観光資源の魅力向上に取り組む事業	有識者の招へいに係る旅費(※5)及び報償費		補助対象経費の3分の2以内の額(100千円を上限とする。)	同上
3 東美濃歴史街道観光推進事業	東美濃地域(※6)の観光振興事業であって、次のいずれかに該当するもの (1) 周遊観光・滞在型観光に資する取組 (2) その他知事が特に必要と認めた事業	補助対象事業の実施に必要な経費(施設整備に係る費用については、補助対象経費の3割未満であること。)	1の項に掲げる経費に加え、既存施設購入費、修繕料、施設等の撤去費(施設整備費と一体で支出するものを除く。)、用地購入費、立木補償費、家屋その他建造物の移転補償費	補助対象経費の2分の1以内の額(5,000千円を上限とする。)	1の項に掲げる者のうち、東美濃地域の観光振興を目的とする者

<p>4 映像作品制作支援・活用体制強化事業</p>	<p>映像作品（※8）を活用した地域の活性化に資する事業であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 各種広報媒体を活用して行う地域の魅力発信又は広報の実施</p> <p>(2) 広報・PRのための地場産物、土産物等の開発</p> <p>(3) PRのための動画の作成</p> <p>(4) 舞台・ロケ地を元に作成するロケ地マップ、観光マップ等の作成</p> <p>(5) PRのための企画展、トークショー等の開催</p> <p>(6) 映像作品の制作支援及び活用のための人材育成</p> <p>(7) 映像作品制作の誘致</p> <p>(8) その他映像作品を活用した地域の活性化又は映像作品の制作支援に資する事業</p>	<p>同上</p>	<p>消費税及び地方消費税</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかの者で構成する地域活性化協議会（※7）</p> <p>ア 市町村</p> <p>イ 映像作品の活用による地域の活性化や観光振興等に取り組む事業者</p> <p>(2) 市町村</p> <p>(3) その他知事が補助事業者として特に認める者</p>
----------------------------	---	-----------	-------------------	------------------------	--

<p>5 「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」応援事業</p>	<p>「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」に認定された観光プログラムの取組主体や、認定を目指す取組主体が認定委員の助言に沿って行う受入環境改善や魅力発信等に取り組む事業</p>	<p>「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」認定委員会における認定委員の助言に基づく取組に必要な経費</p>	<p>3の項に掲げる経費</p>	<p>【認定プログラム】 補助対象経費の10分の10以内の額</p> <p>【未認定プログラム】 補助対象経費の3分の2以内の額(5,000千円を上限とする。)</p>	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 市町村</p> <p>(2) 観光協会等</p> <p>(3) 観光地域づくり法人等</p> <p>(4) 次に掲げる者のいずれかで構成する観光関係協議会等</p> <p>ア 複数の市町村</p> <p>イ 市町村及び観光関係事業者</p> <p>ウ 複数の観光事業者(ただし、市町村から助成又はそれと同等の支援を受けていること。)</p> <p>エ その他知事が補助事業者として特に認める者</p>
<p>6 木曾川中流域観光資源魅力向上推進事業</p>	<p>木曾川中流域(※9)の新たな観光資源の発掘又はブラッシュアップを行い、流域市町、観光協会等の連携により、将来的に流域の周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる取組</p>	<p>補助対象事業の実施に必要な経費</p>	<p>同上</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内の額(5,000千円を上限とする。)</p>	<p>5の項に掲げる者のうち、木曾川中流域の観光振興を目的とする者</p>
<p>7 サステイナブル・ツーリズム推進事業</p>	<p>日本版持続可能な観光ガイドライン(JSTS-D)に基づき、地域の利害関係者が一体となった持続可能な観光地づくりに資する取組</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>補助対象経費の3分の2以内の額(5,000千円を上限とする。)</p>	<p>5の項に掲げる者</p>

8 地域資源高付加価値化推進事業	歴史・文化・慣習等、暮らしに根付いた地域資源の高付加価値化（※10）に資する事業	3の項に掲げる経費	同上	補助対象経費の2分の1以内の額（5,000千円を上限とする。）	1の項に掲げる者
------------------	--	-----------	----	---------------------------------	----------

- ※1 「清流の国ぎふ」観光回廊づくり 「清流」に象徴される本県の恵まれた地域資源・地域特性を生かし、県内の周遊性、滞在時間、宿泊期間及び消費額を増加させる広域的な観光地づくりをいう。
- ※2 観光事業者 旅行業、飲食業、土産品販売業、交通事業、宿泊業、観光施設事業等地域の観光産業に資する事業者をいう。
- ※3 観光協会等 観光協会、観光振興に取り組んでいる団体をいう。
- ※4 観光地域づくり法人等 観光庁が「登録DMO」若しくは「候補DMO」に登録した法人又は「候補DMO」登録申請予定の法人をいう。
- ※5 「出演者・来賓・講師旅費」は、知事が別に定める額を上限とする。
- ※6 東美濃地域 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市及び可児郡御嵩町をいう。
- ※7 地域活性化協議会 映像作品の活用による地域の活性化、観光振興等を目的として設立された団体で知事が適当と認めるものをいう。
- ※8 映像作品 一般に向けて公開（予定含む）された、映画、ドラマ、アニメ等のことをいう。
- ※9 木曾川中流域 美濃加茂市、各務原市、可児市、加茂郡坂祝町及び愛知県犬山市をいう。
- ※10 地域資源の高付加価値化 地域資源の磨き上げによる魅力向上及び観光コンテンツ化により、地域での観光消費額を増加させることをいう。